

千早赤阪村村制施行 70 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズの使用に関する要綱をここに交付する。

令和 8 年 4 月 8 日

千早赤阪村長 菊井 佳宏

千早赤阪村要綱第 28 号

千早赤阪村村制施行 70 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズの使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業の周知のために作成したロゴマーク・キャッチフレーズの使用に関して、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマーク・キャッチフレーズ)

第 2 条 ロゴマーク・キャッチフレーズは、別図のとおりとする。

(使用基準)

第 3 条 ロゴマーク・キャッチフレーズは、何人も使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 本村の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (3) 特定の個人、政党若しくは宗教団体の活動に使用し、又は使用するおそれがあると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者が関与している事業と認められるとき。
- (5) 商品を製作・製造し、販売するとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当でないと認められるとき。

(使用申請)

第 4 条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は千早赤阪村村制施行 70 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用申請書（様式第 1 号）を村長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はその限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道関係機関が報道目的で使用する場合

(3) 千早赤阪村村制施行 70 周年記念事業補助金交付要綱（令和 8 年千早赤阪村要綱第 27 号）で交付決定された事業で使用する場合

(4) その他村長が適当と認めた場合

（使用承認）

第 5 条 村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは千早赤阪村村制施行 70 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認書（様式第 2 号）により、使用を承認しないときは、千早赤阪村村制施行 70 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用不承認通知書（様式第 3 号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により承認するにあたり、条件を付することができる。

（使用期間）

第 6 条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用期間は、承認を受けた日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

（使用料）

第 7 条 ロゴマーク・キャッチフレーズの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第 8 条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用するにあたっては、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 承認を受けた使用内容により適正に使用すること。

(2) ロゴマーク・キャッチフレーズのオリジナルデザインを変更して使用しないこと。

(3) ロゴマーク・キャッチフレーズを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(4) 作成した製作物等を商標登録しないこと。

（使用結果の報告）

第 9 条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用した者は、令和 9 年 3 月 31 日までに千早赤阪村村制施行 70 周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用結果報告書（様式第 4 号）に使用内容を証する資料を添えて、村長に使用結果の報告をするものとする。

（使用内容の変更）

第 10 条 使用承認を受けた者が、承認を受けた内容について変更しようとする場合は、あらかじめ千早赤阪村村制施行 70 周年記念ロゴマーク・キャッチフ

フレーズ使用内容変更承認申請書（様式第5号）を村長に提出しなければならない。

（変更の承認）

第11条 村長は、前条の内容変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、内容の変更を承認するときは、千早赤阪村村制施行70周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用内容変更承認通知書（様式第6号）により、内容の変更を承認しないときは、千早赤阪村村制施行70周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用内容変更不承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

2 村長は、前項の規定により承認するにあたり、条件を付することができる。

（使用承認の取り消し）

第12条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

- (1) 本要綱に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が不相当と認めるとき。

2 村長は、前項の規定によりロゴマーク・キャッチフレーズの使用の承認を取り消したときは、千早赤阪村村制施行70周年記念ロゴマーク・キャッチフレーズ使用承認取消通知書（様式第8号）により使用者に通知するものとする。

3 村長は、前項の通知を受けた使用者に対し、商品等の回収等の措置を請求することができる。

4 村は、第1項の規定による使用承認の取り消しにより、使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

（使用者の責務）

第13条 ロゴマーク・キャッチフレーズを使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

（損失補償等の責任）

第14条 村は、使用承認をしたことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマーク・キャッチフレーズの使用に際して故意又は過失により村に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を村に賠償にしなければならない。

(ロゴマーク・キャッチフレーズに関する権利)

第 15 条 ロゴマーク・キャッチフレーズに関する一切の権利は、村に帰属する。

(補則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。